

議案第18号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

施設を利用しない者に係る新小岩地域活動センター駐車場の料金を定める必要があるの  
で、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改  
正する。

第17条第1項に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

別表第4を次のように改める。

別表第4（第17条関係）

名称	使用区分	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間 30分までごとに
葛飾区地域 コミュニティ施設新小 岩地域活動 センター駐 車場	第17条第1項第1号 から第5号までに規 定する者	無料	100円
	第17条第1項第6号 に規定する者	600円	600円

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。